

Vol.50

今回は **資産税**

相談事例  
紹介

# 会員相談室

相談委員 **西村 國之** (目黒支部)



電話相談

受付 午前10時～11時50分  
時間 午後 1時～ 2時40分

**03-3354-8520**



事前予約

面接相談・随時相談

**03-5919-7157**



## 認知の法律関係と価額支払請求

### 事例

甲は婚姻関係にない父と母の間に生まれた。父には戸籍上の子が1人いる。甲は父の子であることに間違いはないのだが、いまだ認知されていない。そこで次のような疑問についてお答え願いたい。

- ① 認知の法律上の手続きと効力について
- ② 死後認知の手続きと価額支払い請求について
- ③ 死後認知による遺産分割と相続税の申告方法について

### 回答及び検討

#### (1) 認知の法律上の手続きと効力について

遺言による認知の場合は、遺言執行者が戸籍の届出をすることによって子の出生時にさかのぼって父と子の親子関係が発生するから、これによって遺産を相続することができる。「認知」とは、非嫡出子と父又は母との間に法律的な親子関係を成立させる法律要件であると説明されている。

父と母との間に婚姻関係がない場合でも、その子すなわち非嫡出子と母の間の親子関係は、原則として母の認知をまたず、分娩の事実によって当然に発生する(最判昭37.4.27)。

なお、非嫡出子の出生の届出は、母がこれをしなければならないとされている(戸籍法52②)。

しかし、非嫡出子と父との親子関係は、認知によってはじめて成立する。したがって、認知前においては、その子に父の財産についての相続権もない。非嫡出子との父子関係は、たとえそれが医学上確実であっても、法律上当然には発生せず「認知」によってはじめて生じることになる(民法779)。

認知の方法には、任意認知と強制認知があり任意認知には、(イ)生前に行う認知と(ロ)遺言による認知(民法781②)がある。任意認知は、文字どおり認知者が任意に行う認知であり(民法779)、戸籍の届出をすることにより効力を生じる(戸籍法60～62)。

遺言による認知の場合は、遺言執行者が戸籍の届出をする必要がある(戸籍法64)。認知には、原則として被認知者の意思は要件とされていないが、成年の子を認知するには被認知者の承諾を要する(民法782)。胎児を認知することもできるが、この場合は、その母の承諾が必要である(民法783①)。父がすすんで認知しないときは、子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人から「認知の訴え」を起こすことができる(民法787)。これを強制認知又は裁判認知という。しかし、この裁判認知については、その前提として調停前置主義が採用されているた

め(家事事件手続法244)、いきなり裁判所に認知の訴えを提起することはできず、まず家庭裁判所に調停の申立をしなければならない(家事事件手続法257①)。父又は母が死亡した後も検察官を相手どって「死後認知」を求める裁判を行うことができるが、父又は母の死後3年を経過すると認知の訴えは提起できなくなる(民法787ただし書)。

この期間を経過すると、父子関係を確定する方法はないことになる。

認知の主たる効果は、被認知者である子の出生時にさかのぼって親子関係が生じることである(民法784)。

しかし、この効果を相続の場合にも適用すると、すでに行われた遺産分割も無効になり複雑な問題が生じるので、他の共同相続人が、すでに遺産の分割その他の処分をした後であるときは、被認知者には、価額による支払請求権のみを認めるという便法が採られている(民法910)。

#### (2) 死後認知の手続きと価額支払い請求について

上記(1)の法律関係に基づき父の子が死後認知された場合、父子関係が発生すれば、質問者甲に相続権が生じるが、その相続分は嫡出子の2分の1である(民法900四ただし書)。この点については、憲法第14条による法の下での平等の理念に反するのではないかという意見もあるが、法律婚主義の維持の要請と国民感情などから民法は改正されていない。ところで、遺言で認知されていた場合や、死後に認知された場合、その非嫡出子を除外して行った遺産分割は無効となり、したがって、分割のやり直しをしなければならないのではないかという問題が生じる(民法907)。そこで民法は、認知の効力は出生時にさかのぼるが、第三者がすでに取得した権利を害することはできないもの(民法784)として分割その他の処分の効力を維持しつつ、遺産分割の後においては、被認知者に他の共同相続人に対する価額による支払い請求を認めた(民法910)。

ここでの「価額」は、相続開始時の価額ではなく支払い請求時の時価だと解され、したがってその時点で遺産を時価評価し、これに被認知者の相続分を乗じて算出した金額であり、これを各共同相続人の相続分に応じて按分して請求することになる。

相続税の計算においては、この価額支払いについて、時価ベースでの代償分割の方法と同様に計算することになる。

#### (3) 死後認知による遺産分割と相続税の申告方法について

認知に関する法律関係及び手続きについては上記で説明したとおりだが、具体的な死後認知

における遺産分割と相続税の申告方法について事例に基づき説明する。

(事例) 相続人A(長男)は、平成23年6月父の死亡により土地(相続開始時の相続税評価額2億円)を単独相続し、相続税申告もなされている。翌平成24年12月その土地の2分の1を分筆のうえ第三者に1億2500万円で売却していた。

一方、相続人B(被認知者)は、死後認知を求め平成25年4月父子関係が確定したので相続人Aと遺産分割協議により、代償財産として8000万円の交付を受けることになった。

#### ① 相続人の申告手続き

相続人Aは、相続人Bとの遺産分割協議が成立した日の翌日から4ヶ月以内に更正の請求をすることができる(相法32①)。

相続人Bは、相続の開始があったことを知った日(死後認知確定の日)の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。

#### ② 代償財産の価額の調整計算

代償分割が行われた場合の相続税の課税価格の計算について、代償財産の価額の算定上、「時価」と「相続税評価額」の開差に関する問題があるので、合理的と認められる方法により計算することができる(相基通11の2-10ただし書き)。

#### ・代償財産(金銭8000万円)の価額

$$\begin{matrix} \text{(代償債務の額)} & \text{(分母の土地の相続開始時の相続税評価額)} \\ 8000\text{万円} \times \frac{2\text{億円}}{2\text{億5000万円}} = 6400\text{万円} \\ \text{(Aの取得した土地の分割時の時価)} \end{matrix}$$

#### ・各相続人の課税価格

相続人A  
2億円-6400万円=1億3600万円(按分割合0.68)  
相続人B…6400万円(按分割合0.32)

本例では、代償分割の時における通常の取引価額(時価)を基として決定されているので相続人Bは8000万円の交付を受けているが、相続税申告書上では6400万円で税額が算出される。

注) 内容は、平成25年1月1日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見(参考意見)ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。